

住宅改修添付書類注意事項(写真、平面図)

★住宅改修に係る写真注意事項

1 写真共通注意事項

- ① 手すりの取付け、踏み台の取付け、スロープの取付けについては、事前申請時に提出する写真にマジック等で線を引く、取付位置にテープを貼って写真を撮る等して、おおよその取付位置、形状の確認ができ、完成後の姿が予想できるようにしてください。その他の工事についてもできるだけ写真に書き込む等して完成後の姿が予想しやすいように工夫してください。
- ② 写真の内側に撮影の日付が必ず入るようにしてください。日付が入れない場合は、ボードや紙などに日付を書いて写りこませてください。写真の外側の日付や写真にマジック等で直接書き込まれた日付は不可です。
- ③ 取付位置が確認でき、かつ、周りの状況（場所）がある程度分かるように撮影してください。設置箇所との距離が近すぎて周りの状況が分からない写真は撮り直しとなります。
- ④ 写真には番号を振り、それが見積書及び平面図の番号と一致するようにしてください。
- ⑤ 完成時の写真は、事前申請時の写真と同一アングルから撮影してください。（事前申請時の写真の写しを現場に携行し、同一のアングルとなるよう確認しながら写真を撮ってください。
- ⑥ 写真はカラーで、A 4 の台紙に貼り付けて提出してください。パソコンから A 4 用紙への印刷でもかまいません。

2 写真工事別注意事項

工事種別	事前申請【工事前】 / 事後(支給)申請【工事後】
手すりの取付け	事前申請（工事前） 手すりを設置しようとする箇所全体が写るように撮影してください。設置箇所の距離が長く1枚に収まらない場合は、何枚かに分けて撮影してください。 1つの場所に何本か手すりを設置する場合、まとめて1枚の写真にせず、<u>できる限り手すり1本の設置につき、1枚以上の写真となるように撮影してください。</u> 事後申請（工事後） 事前申請時と同様に手すり全体が写るように<u>（必ず両端の固定箇所が写るように）</u>撮影してください。1枚に収まらない場合は、何枚かに分けて撮影してください。 事前申請時と同様にできる限り手すり1本につき、1枚以上の写真となるように撮影してください。
踏み台、スロープの取付け	事前申請（工事前） <u>メジャー等を当てて段差があることを明らかにして、踏み台等を設置しようとする箇所全体が写るように撮影してください。</u>設置箇所全体が写るように撮影し、それとは別にメジャー等を当てて段差があることを明らかにしたアップの写真を撮影しても構いません。 事後申請（工事後） 全体の写真とそれとは別に<u>固定してあることが確認できる部分（ビス・蝶番止め等）のアップを撮影してください。</u>全体の写真から固定箇所がわかる場合は、アップの写真は必要ありません。なお、固定方法（接着剤等）により固定箇所が写真に写せない場合は、固定していることがわかるように施工途中の写真を撮り、添付してください。敷居等の段差を解消するための室内スロープについては、固定箇所が写せなくても施工途中の写真は不要です。
かさ上げ工事	事前申請（工事前） かさ上げ箇所全体の写真を撮影してください。かさ上げ箇所が広範囲になり、1枚に収まらない場合は何枚かに分けてください。<u>それとは別にかさ上げにより解消される段差箇所すべてにメジャー、ものさし等を当てて段差があることを明らかにしてアップで写真を撮ってください。</u> 事後申請（工事後） 事前申請時と同様にかさ上げ箇所全体の写真を撮影してください。それとは別に段差が解消された箇所の写真をアップで撮影してください。<u>段差が解消されたことがわかりにくい場合は、事前申請時と同様にメジャー、ものさし等を当てて段差が解消されたことがわかるようにして写真を撮影してください。</u>

浴槽の取替え	事前申請（工事前） 交換する浴槽全体の写真を撮ってください。 <u>それとは別に浴槽の外側（浴槽縁）の高さと内側（浴槽底）の高さがそれぞれわかるようにメジャー等を当てて写真を撮影してください。この場合には必ずそれぞれの高さが写真から読み取れるようにしてください。</u>
	事後申請（工事後） 事前申請時と同様に浴槽全体の写真とそれとは別にメジャー等を当て、浴槽の外側・内側それぞれの高さが読み取れるようにして写真を撮影してください。（交換前後の高さ（縁と底の高低差）を比べて適正な段差解消工事であるかどうかを判断します。）
床・通路面の材料の変更	事前申請（工事前） 変更する箇所全体が写るように撮影してください。変更箇所の面積が広く1枚に収まらない場合は、何枚かに分けて撮影してください。できるだけ上に物が無い状態で撮影してください。
	事後申請（工事後） 事前申請時と同様に変更する箇所全体が写るように撮影してください。
扉の取替え、吊元の変更	事前申請（工事前） 扉全体が写るように撮影してください。 <u>扉を開いた状態と閉じた状態の両方の写真を撮ってください。又は半開きの状態で1枚の写真を撮ってください。</u>
	事後申請（工事後） 事前申請時と同様に扉全体が写るように撮影してください。 事前申請時と同様に変更後の扉を開いた状態と閉じた状態の両方の写真を撮ってください。又は変更後の扉を半開きにした状態で1枚の写真を撮ってください。
洋式便器等への便器の取替え	事前申請（工事前） トイレ全体が写るように撮影してください。 <u>腰掛便座等をかぶせている場合は、外してから写真を撮影してください。</u>
	事後申請（工事後） 事前申請時と同様にトイレ全体が写るように撮影してください。

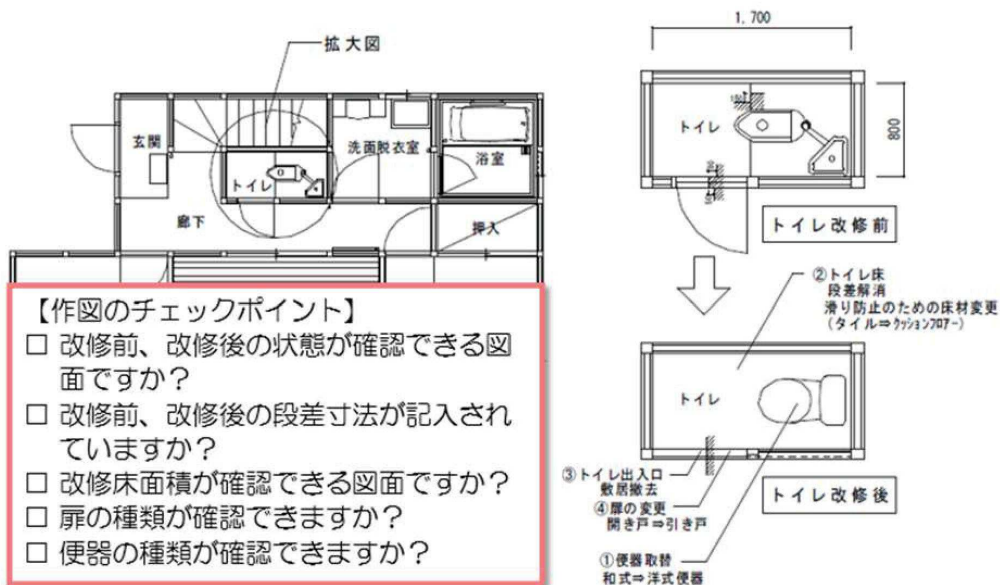
※ここに例のない工事についても、これらの注意事項に準じて、わかりやすい写真をとるようにしてください。

★住宅改修に係る平面図注意事項

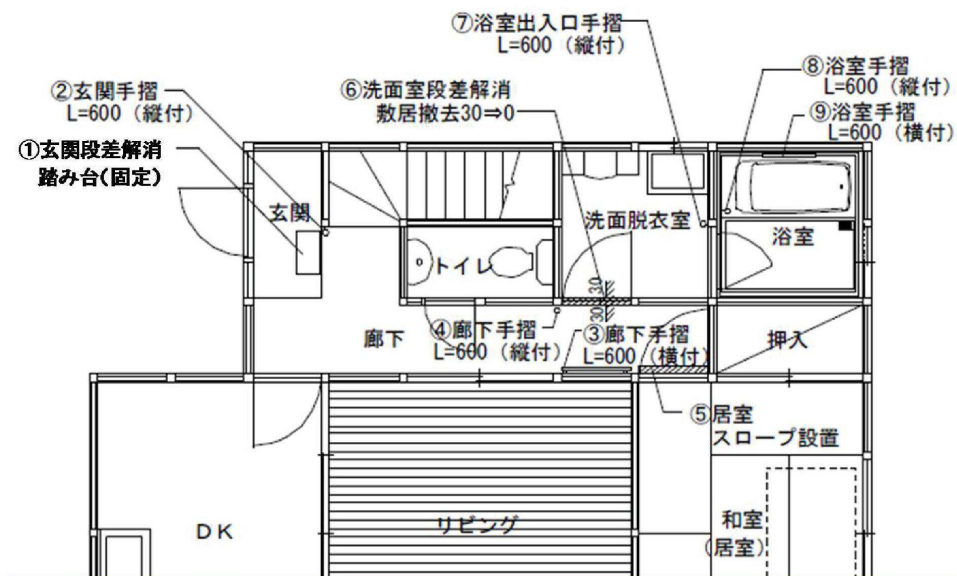
- ① 図面に記入する番号は、写真及び見積書にふられたものと一致するようにしてください。
- ② 図面には見積書と共通の場所の名称（寝室、トイレ等）を記載してください。
- ③ 改修箇所や位置がわかるように図示してください。（改修後の予定状態を朱書きで記載、寝室内のベッドの位置や向きを記載する等）
- ④ 矢印（→、↔、←）等により、利用者の日常生活動線を記入ください。業者が作成した平面図に、理由書と整合性の取れた利用者の動線を、担当の介護支援専門員の方が記入してください。（手書き可）
- ⑤ 床材の変更、かさ上げをする場合は、その箇所に斜線を引く等して、その範囲がわかるようにしてください。かさ上げの場合は、その高さ（～cm）を記入してください。
- ⑥ 動線の確認のため、必ず扉・出入口は図面から判断できるようにしてください。吊元の変更を行う場合は、トイレ入口のようにどちら側に開くかが、わかるように記載してください。

【図面の作成例及び作図のチェックポイント】

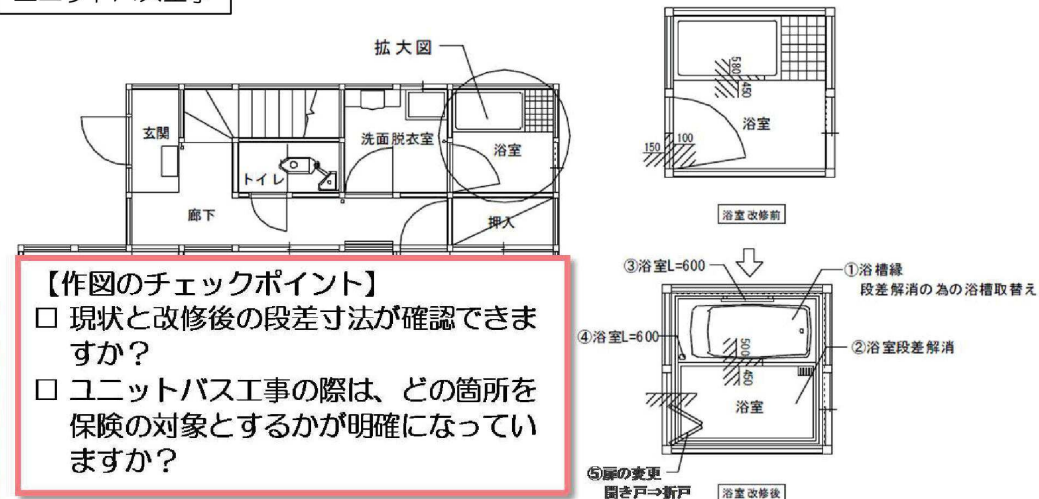
床材変更・扉の変更・便器の取替え



段差解消・手摺り



ユニットバス工事



【作図のチェックポイント】

- 動線確認できる図面ですか？(居室、寝室からの動線)
- 見積書(内訳書)の改修箇所番号と同じ表記がされていますか？
- 手すり長さ・L型手摺・I型手摺・縦付・横付の記入がありますか？
- 段差解消…改修前、改修後の段差寸法が記入されていますか？

【作図のチェックポイント】

- 現状と改修後の段差寸法が確認できますか？
- ユニットバス工事の際は、どの箇所を保険の対象とするかが明確になっていますか？